

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

桑名市は、三重県の北部、木曽・長良・揖斐の三大河川が注ぐ伊勢湾の最奥部に位置している。東名阪道、伊勢湾岸道といった高速道路や幹線国道のほか、JRや私鉄が集中する交通の要衝であり、令和4年9月現在の人口は約14.0万人となっている。また、名古屋市中心部より鉄道で約20分にある桑名駅周辺部におけるマンション開発や、高速バスで約40分にある西部丘陵地における新興宅地開発は継続しており、当市においても人口の高齢化が進展しているものの、人口はほぼ横ばいに推移しているという特徴がある。

単位：人

	平成22年度末	平成27年度末	平成29年度末	令和3年度末	令和7年推計
年少人口 (0~14歳)	20,597	19,903	19,370	17,654	15,852
生産年齢人口 (15~64歳)	91,780	87,953	86,868	84,218	80,794
高齢者人口 (65歳以上)	29,859	35,232	36,553	37,840	38,054
総人口	142,236	143,088	142,791	139,712	134,700

本市の商業については、消費者ニーズの多様化、消費者行動の広域化・大型店舗の郊外への進出などにより、中小小売店舗で形成する既存商店街の影響は大きく、多くの商店街で空き店舗が発生している。中小小売店舗並びに商店街の衰退は、単に小売業という一産業の問題にとどまらず、本市の総合的な活力と魅力の低下につながる課題性も含んでいるが、競争は激しいながら商業施設内に出店する事例もある。また、桑名市商業業務誘導地区建築条例を制定し、桑名駅周辺地区内において賑わいと活力のある商業業務を誘導するために、特別用途地区を市の都市計画で定めた。小売業以外では、平成26年経済センサス基礎調査によると、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」といった業種区分は事業所数が多く、かつ、一定の増加傾向にある。

本市の工業については、戦前の軍需産業の流れをくむ「機械工業」、江戸時代から続く地場産業の鋳物づくりに代表される「金属工業」が二大産業として有名である。近年では豊富な農林水産物を加工する「食料品製造業」や物流業などの新産業分野も当市の工業の中核を占めるようになり、世界のものづくりをリードする航空宇宙品質マネジメントシステム「JIS Q 9100」の認証を取得した事業者もある。また、本市の地場産業である鋳物産業は、工場数の減少があるものの、製品は多岐に及んでおり、家庭用品、電気器具、ガス器具、車両、工作機械、建設用機械等に用いられている。

令和2年の工業統計調査によると市内313社のうち従業員数300人以上の大規模事業所はわずか6社(1.9%)で残りの307社(98.1%)は中・小規模事業者となっており、近隣他市と比較しても中・小規模の事業者が多い状況である。(四日市市97.0%、いなべ市96.6%など)加えて、生産年齢人口は減少し高齢者人口は増加していることから、今後はより一層人手不足が深刻になることが予想される。

(1) 目標

商業については、小売業・サービス業において、課題となっている人手不足を解消することを目標とする。

工業については、本市総合計画において、中小製造業の振興と競争力向上を図るため、幅広い分野の新技術・新製品開発に対する支援を行い製造品出荷額の向上を目指すとしており、本計画において、平成28年から令和元年の製造品出荷額(工業統計調査及び経済センサス)の平均値より、令和6年までに2%向上することを目標としている。

そのため、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するため目標として、計画期間中に120件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(2) 労働生産性に関する目標

労働生産性の目標伸び率については、年平均3%以上とする。

5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、計画期間が3年間の場合は9%以上の目標伸び率、4年間の場合は12%以上の目標伸び率を設定すること。

2 先端設備等の種類

導入を促進する先端設備等の種類については、本市においては多種・多様な中小企業者が存在しているため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の種類の全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の中心部にある桑名駅の東側平野部には古くから続く製造業者が多く、山あいの多度地域には開発団地造成に伴い多くの事業者が立地している。また、小売業、サービス業については中心市街地だけでなく郊外にも点在しているため、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市においては、製造業、物流業、小売業、サービス業など多様な業種が存在しているため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、それらの多様な業種が行う事業については、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化など多岐に及んでいるため、本計画において対象とする事業は全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない。
- ・計画の裏付けとなる資料等（登記簿謄本の写し（個人の場合、税申告等の事業実施を確認できる書類）、貸借対照表・損益計算書等）を添付することとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないように配慮するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。